

院政と荘園

執筆・講師
本郷和人

学習のねらい

荘園を理解するのは難しい、とみんなが口をそろえる。それは、荘園を生み出した社会と、現代の社会の考え方、特に所有に対する観念が大きく異なるからだだろう。私たちの社会では国家の力が強く、国家が所有権を守ってくれる。ところが古代後期から中世にかけての社会では、国家の力が弱く、自力救済が当たりまえのことだった。このように所有権が守られない中で、土地所有をなんとか維持したいという領主の動きが荘園を生み出していく。

荘園の発達と公領

後に東寺の荘園になる肥後国の鹿子木荘^{かの こぎのしょう}を例としてみていこう。この地は寿妙^{じゅみょう}という人物が国衙^{こくが}と交渉して開発した。このとき、寿妙を開発領主と呼ぶ。寿妙の子孫が在地領主だが、中原^{なか}高方^{たかかた}という人物のときに国衙などからの攻撃が激しくなった。そこで高方は京都の貴族、藤原^{さねまさ}実政^{まこと}に助けを求めた。年貢400石を京都に上納する代わりに、自分が持つ土地の権利を守ってくれ、というのだ。その後、実政の権利を継承^{がんさい}した願西^{がんさい}という人物は、自分の力は弱いので、年貢200石を出すかわりに権利を守ってくれるよう、自分よりも高貴な高陽院内親王^{かやの いんないしんのう}に願った。この時、内親王は「本家^{ほんけ}」、願西は「領家^{りょうけ}」と呼ばれるようになる。また、現地の高方の子孫たちは他の事例では「下司^{げし}」となる（この荘園の場合は「預所^{あずかりどころ}」と称したが、この呼び方は少数例）。ここに「本家」「領家」「下司」が連なる「荘園」が誕生する。また、同じ原理に基づいて、「朝廷」「国司」「在庁官人^{ざいぢょうくわんにん}」が連なる土地を「公領^{こうりょう}」と呼んだ。

院政の始まり

平安時代後期、藤原氏の母を持たない天皇（宇多天皇以来170年ぶり）として、後三条天皇^{ごさんじょう}が位に就き、政治を行った。天皇の後は皇子である白河天皇^{しらかわ}が継いだ。父である後三条天皇の真意は新天皇の弟たちに位を継がせたかったのだという。そこで白河天皇は早めに退位して、自分の皇子に位を継がせた。堀河天皇^{ほりかわ}である。だがこのとき、太上天皇、略して「上皇」となった白河上皇は政治の実権を手放さず、引き続き朝廷の政治を主導した。天皇の代わりに父方の尊属（父や祖父）が政権を運営する政治のシステムを「院政」と呼ぶ。院政はそれまでの摂関政治にかわって登場したシステムであったが、こうした変化は上流社会の婚姻形態の変化と連動していると考えられる。藤原道長の時代は、貴族の男子が女性のもとに通う「婿取り

婚」であった。それが女性が男の家に入る「嫁取り婚」になった。天皇の母方の重視から、父方の重視へとかわることが政治システムに現れるのである。

知行国と荘園

京都の有力者を頼る、というのが荘園が形成される時の大原則であった。ここで、京都の有力者としてもっとも高位に君臨するのは上皇である。そのため、上皇のもとには全国から多くの荘園が寄進されてきた。ただし、天皇は「律令」が説く「公地公民」を体現しなくてはならない存在である。いくら位を退いて上皇になったとはいえ、直接に私有地である荘園を自らのもとに蓄積するのはまずい。そこで上皇は法勝寺などの大寺院をつくった。この大寺院の財産として、荘園を蓄積した。もちろん、これら大寺院の財産を支配するのは創建者たる上皇であったから、寺の荘園とはつまりは上皇の荘園にほかならない。こうして上皇は莫大な財産を築き、それを側近の貴族に下賜することで権力を強めていった。また、上皇は国衙の財産を貴族の権利として与えることもあった。これが「^{ちぎょうこく}知行国」であり、貴族は「知行国主」として国司の任命権を持ち、また、その国の税を収入にすることを許されたのである。

